

光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP)に係る書面審査用評価シート(人材育成)

(審査委員名 : _____)

課題番号 : _____

評価の観点	評点 ^{※1} (1・2・3・4・5)	コメント ^{※2}	
		①: 評点の理由 ^{※1}	②: 確認事項(面接審査の際に説明を求められるもの) ※任意
(1) 研究開発の達成目標の妥当性	5		
(2) 研究開発の実施計画(マイルストーン)の妥当性	5		
(3) 研究開発の内容の妥当性	5		
(4) 開発体制の妥当性	5		
(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 ^{※3}			
(6) その他(点数化しない)			
		その他コメント ※任意	

※1 (1)~(4)の各項目について、以下の「審査基準」に従って1~5点を記入してください。3点以下をつける場合はコメント①に必ず理由を記入してください。4点以上の場合もコメントがありましたら記入してください。審査の際に審査委員で共有します。

審査基準
5点=優れている 4点=適切である 3点=ほぼ適切である(内容の一部見直しが必要であるが採択可能) 2点=あまり適切でない(内容の大幅な見直しが必要) 1点=不適切である

※2 いただいたコメントは②のみを提案者に伝達します。コメントの有無に関わらず、疑問点については面接審査の際に提案者に質問することができます。

※3 (5)の項目に対して、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等準じて評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるほし認定企業・プラチナえるほし認定企業)等
 - ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=0.4点
 - ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=0.6点
 - ・認定段階3=0.8点
 - ・プラチナえるほし認定=1.04点
 - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))=0.2点
- 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
 - ・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)=0.4点
 - ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)=0.48点
 - ・プラチナくるみん認定=0.6点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
 - ・ユースエール認定=0.6点
 - 上記に該当する認定等を有しない=0点